

令和6年度(追加)

小規模業務（工事・物品・役務）契約業者登録申請要項

筑西市

1. 受付期間 令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月16日（金）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
2. 申請方法 『郵送』によるものに限ります。
封筒には『入札参加資格審査申請書在中』と朱書きで表記し、受付票を送付するための返信用封筒（84円切手を貼付）を必ず同封してください。
また、2月1日～2月16日の消印があるものを有効とし、それ以降は無効となりますのでご注意ください。（無効とした書類は返却できません。）
3. 宛 先 〒308—8616 茨城県筑西市丙360番地
筑西市役所 総務部契約検査課まで
4. 申請対象
本市の区域内に本店を有する法人又は個人で、次の要件を満たす者とします。
 - (1) 法人にあつては、法人市民税台帳に登録されている者
 - (2) 個人にあつては、成年被後見人、被補佐人又は被補助人でない者
 - (3) 同じ業務（工事・物品・役務）かつ同じ登録有効期間の入札参加資格審査申請を行っていない者
 - (4) 受注しようとする業種を履行するために必要な資格、免許等を有している者
 - (5) 市税を滞納していない者
5. 契約対象
小規模業務契約の対象は次のとおりです。
 - (1) 工事：発注予定価格（税込）が1件当たり金額80万円未満のもの
 - (2) 物品：発注予定価格（税込）が1件当たり金額80万円未満のもの
 - (3) 役務：発注予定価格（税込）が1件当たり金額50万円未満のもの
6. 登録有効期間 令和6年6月1日～令和7年5月31日（1年間）

7. 申請書類

(1) 工事

ア 小規模業務(工事)契約業者登録申請書 (様式第1号)

イ 納税証明書 (完納)

(本庁収税課又は各支所(関城・明野・協和)で発行したもの。ただし、申請日以前3か月以内の証明書であること。)

ウ 許可証、登録証の写し

(2) 物品・役務

ア 小規模業務(物品・役務)契約業者登録申請書 (様式第1号の2)

イ 物品取扱品目 (別紙1)、役務取扱業務 (別紙2)

ウ 納税証明書 (完納)

(本庁収税課及び各支所(関城・明野・協和)で発行したもの。ただし、申請日以前3か月以内の証明書であること。)

エ 許可証、登録証の写し (必要に応じて添付すること。)

8. その他

要項・様式は筑西市ホームページ(トップページ「事業者の方へ」→「事業者への方へのお知らせ」)からダウンロードできます。

9. 問い合わせ先 筑西市役所総務部契約検査課

0296-24-2185